



鳥取県公報

令和5年6月13日（火）
第9506号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県指定保護文化財の指定（302）（文化財課）・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県指定無形文化財の追加認定（303）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県指定有形民俗文化財の指定（304）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県指定名勝の指定（305）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定介護機関の変更の届出（306）（福祉監査指導課）・・・・・・ 3
	採石法による採取計画の認可の公表（307）（八頭県土整備事務所）・・・・・・ 3
◇ 公 告	クリーニング師試験の実施（くらしの安心推進課）・・・・・・・・・・ 4

告 示

鳥取県告示第302号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をしたので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年6月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

古文書の部

名称	員数	所在の場所
岡本家文書	28点	東伯郡湯梨浜町龍島497 湯梨浜町立図書館

考古資料の部

名称	員数	所在の場所
桂見2号墳出土遺物		鳥取市湯所町一丁目148-2 鳥取市埋蔵文化財センター
一 斜縁獣帯鏡（上方作系浮彫式獣帯鏡）	1面	
二 内行花文鏡（四葉座雲雷文帯内行花文鏡）	1面	
三 鉄刀	1本	
四 鉄針（木製容器内に収納状態で錆着）	5本	
五 鉄鈿	2本	
六 鉄刀子（1本は鉄鎌と錆着、1本は茎を欠く）	2本	
七 鉄鎌（鉄刀子1点と錆着）	1本	
史跡伯耆国府跡出土八稜鏡鋳型	1点	倉吉市仲ノ町3445-8 倉吉博物館

鳥取県告示第303号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第19条第4項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる鳥取県指定無形文化財について、同表の右欄に掲げる者を当該鳥取県指定無形文化財の保持者として追加認定したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により告示する。

令和5年6月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

無形文化財 の名称	無形文化財の保持者		
	氏名	住所	特徴
陶芸	坂本 章	鳥取市河原町中井	無形文化財に指定される工芸技術を高度に体得している。

鳥取県告示第304号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第25条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定有形民俗文化財の指定をしたので、同条第2項において準用する同条例第4条第3項の規定により告示する。

令和5年6月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	員数	所在の場所
伯州綿栽培用具	32点	米子市福市281 米子市埋蔵文化財センター 西伯郡日吉津村日吉津967-2 ミライトひえづ 西伯郡日吉津村日吉津977-1 陶芸・倉庫棟

鳥取県告示第305号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第30条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定名勝の指定をしたので、同条第2項において準用する同条例第4条第3項の規定により告示する。

令和5年6月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地
いざんろ 依山楼岩崎庭園	東伯郡三朝町三朝 365-1 のうち実測 1848.07 平方メートル

鳥取県告示第306号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項又は第6項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、介護予防事業所、介護予防支援事業所及び介護予防・日常生活支援事業所の名称又は所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
医療法人誠医会	東伯郡北栄町瀬戸53-2	訪問看護ステーション大栄	東伯郡北栄町瀬戸38-5	訪問看護	令和5年5月1日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
医療法人誠医会	東伯郡北栄町瀬戸53-2	訪問看護ステーション大栄	東伯郡北栄町瀬戸38-5	介護予防訪問看護	令和5年5月1日

3 介護予防・日常生活支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町2083	エンジョイりんR I N	米子市永江562	第1号通所事業による支援に相当する支援	令和5年4月1日

4 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	変更年月日
医療法人厚生会	米子市彦名町1250	ケアプランナーよなご中央	米子市末広町311	令和5年4月1日
〃	〃	米子市義方・湊山地域包括支援センター	〃	〃

5 介護予防支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	変更年月日
医療法人厚生会	米子市彦名町1250	米子市義方・湊山地域包括支援センター	米子市末広町311	令和5年4月1日

鳥取県告示第307号

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

令和5年6月13日

鳥取県八頭県土整備事務所長 福 本 浩 二

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
株式会社松田組 代表取締役 松田 義正	八頭郡八頭町 万代寺93-1	八頭郡八頭町別府字下モ山491外 12筆（51,390平方メートル）	花崗岩（12,219立方メートル）	令和5年5月31日から 令和7年5月30日まで	令和5年5月31日

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和5年6月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時

区 分	日	時
学 科 試 験	令和5年10月12日（木）	午前9時30分から午前11時10分まで
実 地 試 験	令和5年10月12日（木）	午前11時30分から

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎

3 試験の方法

- (1) 試験は、学科試験及び実地試験とする。
- (2) 学科試験は、次に掲げる事項について行う。
 - ア 衛生法規に関する知識
 - イ 公衆衛生に関する知識
 - ウ 洗たく物の処理に関する知識
- (3) 実地試験は、次に掲げる事項について行う。
 - ア 洗たく物の処理に関する知識（繊維の判別、しみの判別及び薬品の鑑別）
 - イ 洗たく物の処理に関する技能（アイロン仕上げ）
- (4) 試験時間は次のとおりとする。
 - ア 学科試験（衛生法規に関する知識、公衆衛生に関する知識、洗たく物の処理に関する知識） 1時間30分
 - イ 実地試験
 - (ア) 洗たく物の処理に関する知識（繊維の判別、しみの判別及び薬品の鑑別） 各4分
 - (イ) 洗たく物の処理に関する技能（アイロン仕上げ） 8分
- (5) 試験には、受験通知書及び筆記用具を持参しなければならない。

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。）であること。

5 受験手続

(1) 提出書類

所定の受験願書1部に、次に掲げる書類を添付すること。

- ア 履歴書（日本産業規格によるもの）
- イ 受験資格を有することを証明する書類
- ウ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル横3.5センチメートルのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）
- エ 受験手数料の納付済証（銀行等で領収印が押印されたもの）

(2) 受付期間

令和5年7月31日（月）から同年8月25日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除くものとし、郵便等により提出する場合は、令和5年8月25日（金）までの消印（これに相当するものを含む。）のあるものに限り受け付ける。）

(3) 提出先等

県内に居住する者は住所地を所管する各総合事務所環境建築局又は鳥取市市民生活部環境局へ、県外に居住する者は鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵便等により提出する場合は、書留郵便又は信書便（書留郵便に準ずるものに限る。）によること。

鳥取市市民生活部環境局（〒680-8571 鳥取市幸町71）

鳥取県中部総合事務所環境建築局（〒682-0802 倉吉市東巖城町2）

鳥取県西部総合事務所環境建築局（〒683-0054 米子市糺町一丁目160）

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220）

6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は7,000円とする。

県内に居住する者は住所地を所管する各総合事務所環境建築局又は鳥取市市民生活部環境局から、県外に居住する者は鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課から、手交又は郵送により納付書の交付を受け、当該納付書により納付すること。

なお、既納の手料金は、還付しない。

7 合格者の発表

(1) 発表日 令和5年10月31日（火）

(2) 発表方法 受験者全員に試験結果通知書を送付する。

8 その他

(1) 出願者には、試験前日までに受験通知書を送付する。

(2) 受験者は、試験当日午前9時30分までに試験会場に集合すること。

(3) 試験開始後30分までは遅刻者の受験を認め、退室は不可とする。

(4) 提出された書類に虚偽の内容が記載されていること、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

(5) 試験の詳細については、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課（電話0857-26-7185）又は所管の各総合事務所環境建築局若しくは鳥取市市民生活部環境局に照会すること。

(6) 郵便等により願書を請求する場合は、84円切手を貼った返信用封筒を同封すること。

(7) この試験の得点については、即時に開示を請求することができる。この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日以降1月が経過する日までの間に、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課に受験通知書を持参の上、その旨を申し出ること。